

# 第88回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2020年6月23日(火)  
午前10時(受付開始 午前9時)

**場所** 大阪府中央区備後町2丁目6番8号  
サンライズビル 3階「ホールA」

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

## 目次

第88回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	12
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33
ご参考	39



DAKS  
LONDON

 **三井生興株式會社**  
SANKYO SEIKO CO., LTD.

証券コード：8018

本年から株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## ごあいさつ



代表取締役会長 CEO

川崎 賢祥

代表取締役社長 COO

井ノ上 明

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、1920年の創業以来、繊維商社として培ってきた信用とノウハウを駆使し、高効率経営を推進、企業価値の極大化を図ることを目標に、幅広い事業展開を進めてまいりましたが、2020年に創業100周年を迎えました。これもひとえに、株主様をはじめ、ご支援をいただきました全てのステークホルダーの皆様のお陰と深く感謝申し上げます。

当社グループを取り巻く繊維・アパレル市場は、消費税増税や台風などの自然災害、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により需要が急激に減少し、総じて厳しい状況にあります。このような経営環境の下、当社グループは、強固な財務基盤を維持し、高収益体質の構築を目指して更なる事業構造改革を推し進めるとともに、真のグローバル企業として企業価値および株主価値向上に邁進してまいります。

ここに、第88回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますのでご高覧いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

証券コード 8018  
2020年6月5日

株主各位

大阪市中央区安土町2丁目5番6号  
 **三共生興株式會社**  
代表取締役社長 〇〇 井ノ上 明

## 第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、事前に書面（郵送）により議決権を行使いただき、当日はご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

ご来場を見合わせていただくときは、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目6番8号  
**サンライズビル3階「ホールA」**

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第83期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人および監査役会の第83期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役6名選任の件
  - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますのでお早めにご来場ください。
- 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。(代理人は、定款第16条の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。)
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

#### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会開催上の注意事項につきましては、同封の「当社第88回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご高覧ください。

☐ 当社ウェブサイト <http://www.sankyoseiko.co.jp/>

三共生興 検索

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、会社の成長とともに、長期安定的・継続的な株主還元の拡充に業績連動を加味した配当を行うことを方針としております。

当期の期末配当金につきましては、2020年、当社創業100周年を迎えますことから、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

#### 1 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき金 **20円**  
(普通配当 15円、当社創業100周年記念配当 5円)

総 額 **874,104,040円**

#### 3 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月24日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役全員（7名）の任期が満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名（年齢）	地位	担当	取締役会 出席率
1	再任	かわ さき けん ぞう 川 崎 賢 祥 (75歳)	取締役会長CEO (代表取締役)		100% (11回/11回)
2	再任	いのうえ 井ノ上 明 (57歳)	取締役社長COO (代表取締役)		100% (11回/11回)
3	再任	しも かわ こう いち 下 川 浩 一 (59歳)	専務取締役	本社ホールディングス 部門担当	100% (11回/11回)
4	再任	すな の かず お 砂 野 和 男 (61歳)	取 締 役		100% (9回/9回)
5	新任	なん ぶ まちこ 南 部 真知子 (67歳)	社 外 独立役員		—
6	新任	はっ とり かず ふみ 服 部 一 史 (66歳)	社 外 独立役員		—

(注) 取締役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

1

かわ さき  
川崎

けん ぞう  
賢祥

1944年12月14日生

再任



所有する当社の株式数  
67,500株

**略歴、地位および担当**

- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| 1967年 4月 当社入社                 | 2012年 3月 代表取締役   |
| 1990年 3月 経営企画室長               | 2012年 6月 代表取締役社長   |
| 1990年 6月 取締役                  | 2012年 7月 SAN EAST UK PLC<br>(現 DAKS SIMPSON LIMITED)<br>取締役会長 (現任) |
| 1992年 6月 常務取締役                |  |
| 1995年 4月 経営企画室担当              |  |
| 1997年 4月 本店本部経営企画担当           | 2013年 5月 株式会社横浜テキスタイル倶楽部<br>代表取締役社長 (現任)                           |
| 1998年 6月 専務取締役                |  |
| 2000年 6月 経営企画・人事総務・<br>法務審査担当 | 2020年 4月 代表取締役会長CEO(現任)  |

**重要な兼職の状況**

取締役会長：DAKS SIMPSON LIMITED  
代表取締役社長：株式会社横浜テキスタイル倶楽部

2

いの うえ  
井ノ上

あきら  
明

1963年5月19日生

再任



所有する当社の株式数  
20,300株

**略歴、地位および担当**

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 1986年 4月 当社入社                   | 2013年 4月 SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC)<br>CO., LTD. 代表取締役社長 |
| 1999年 4月 香港カンパニー<br>プレジデント      | 2013年 6月 取締役  |
| 2001年 4月 香港ディビジョン<br>ゼネラルマネージャー | 2018年 6月 三共生興ファッションサービ<br>ス株式会社<br>代表取締役社長 (現任)           |
| 2006年 4月 執行役員                   |   |
| 2009年 6月 常務執行役員                 | 2019年 6月 常務取締役  |
| 2012年12月 台北ディビジョン担当             | 2020年 4月 代表取締役社長COO(現任)                                   |

**重要な兼職の状況**

代表取締役社長：三共生興ファッションサービス株式会社

3

しも かわ  
下川

こう いち  
浩一

1960年8月31日生

再任



所有する当社の株式数  
18,000株

**略歴、地位および担当**

- |          |                                      |          |  |
|----------|--------------------------------------|----------|--|
| 1984年 4月 | 当社入社                                 | 2019年 6月 | 常務取締役                                    |
| 2009年 4月 | 社長室ゼネラルマネージャー                        | 2019年10月 | 財務経理、情報システム、<br>法務・関連事業、社長室担当<br>兼内部統制室長 |
| 2013年 6月 | 執行役員                                 |          |  |
| 2015年 6月 | 内部統制室長                               |          |  |
| 2016年 4月 | 本社ホールディングス部門<br>社長室担当                | 2020年 4月 | 専務取締役（現任）<br>本社ホールディングス部門<br>担当（現任）      |
| 2018年 4月 | 本社ホールディングス部門<br>財務、経理、情報システム担当       |          |  |
| 2018年 6月 | 取締役<br>財務、経理、情報システム、<br>社長室担当兼内部統制室長 |          |  |

4

すな の  
砂野

かず お  
和男

1959年6月19日生

再任



所有する当社の株式数  
10,500株

**略歴、地位および担当**

- |          |                       |          |                               |
|----------|-----------------------|----------|-------------------------------|
| 1982年 4月 | 当社入社                  | 2008年10月 | 三共生興アパレルファッション<br>ン株式会社 専務取締役 |
| 1997年 4月 | サンアローズカンパニー<br>プレジデント | 2012年 5月 | 同社代表取締役社長（現任）                 |
| 2000年 6月 | 取締役                   | 2019年 6月 | 取締役（現任）                       |
| 2001年 4月 | 繊維カンパニープレジデント         |          |                               |

**重要な兼職の状況**

代表取締役社長：三共生興アパレルファッション株式会社

**5** なんぶ まちこ  
**南部 真知子** 1952年9月27日生

新任 社外 独立役員



所有する当社の株式数  
**0**株

**略歴、地位および担当**

- 1975年4月 兵庫県庁入庁
- 1996年4月 株式会社神戸ハーバーサーカス入社
- 1998年10月 同社取締役
- 1999年8月 株式会社パソナクルーザー(現 株式会社神戸クルーザー)取締役
- 2006年4月 株式会社コンチェルト取締役
- 2006年4月 株式会社神戸クルーザー代表取締役社長
- 2006年4月 株式会社コンチェルト代表取締役社長
- 2014年4月 株式会社神戸クルーザー会長(現任)
- 2014年6月 本州四国連絡高速道路株式会社社外監査役(現任)
- 2015年4月 モロゾフ株式会社社外取締役(現任)

**重要な兼職の状況**

社外取締役：モロゾフ株式会社

**6** はっとり かずふみ  
**服部 一史** 1953年10月27日生

新任 社外 独立役員



所有する当社の株式数  
**0**株

**略歴、地位および担当**

- 1977年4月 株式会社電通入社
- 1997年3月 同社関西支社プロモーション事業局企画部長
- 2008年1月 同社関西支社京都営業局長
- 2012年4月 同社執行役員関西支社長代理
- 2013年6月 同社取締役関西支社長
- 2016年1月 同社取締役常務執行役員関西支社長
- 2016年3月 同社常務執行役員関西支社長

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 南部真知子および服部一史の両氏は、社外取締役候補者であります。本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由と在任期間について
- (1) 南部真知子氏は、株式会社神戸クルーザーの代表取締役社長および株式会社コンチェルトの代表取締役社長を務め、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 服部一史氏は、株式会社電通の関西支社京都営業局長、同社取締役関西支社長を歴任し、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 本議案において南部真知子氏および服部一史氏の選任が承認可決された場合には、当社は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 服部一史氏が取締役関西支社長として在任していた株式会社電通において発生した違法残業問題で、同社は2017年10月、労働基準法違反で東京簡易裁判所より罰金50万円の判決を受けました。

## 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開催の時をもちまして補欠監査役高槻史および小山克己の両氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、高槻史氏は社外監査役の金井美智子氏および小路貴志氏の補欠としての候補者、小山克己氏は監査役楠昌和氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

1

たかつき ふみ  
高槻 史

1975年6月24日生

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式数

0株

### 略歴および地位

2000年10月 弁護士登録 御池総合法律事務所入所	2009年1月 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー（現任）
2003年12月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所	2018年4月 株式会社Kyoto Machiya Trips 代表取締役（現任）
2006年4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所	2020年6月 塩野義製薬株式会社社外取締役 （予定）

### 重要な兼職の状況

パートナー：弁護士法人大江橋法律事務所  
代表取締役：株式会社Kyoto Machiya Trips  
社外取締役：塩野義製薬株式会社（予定）

2

こやま かつみ  
小山 克己

1966年12月17日生

再任

所有する当社の株式数

1,174株

### 略歴および地位

1991年4月 当社入社	2008年4月 法務・関連事業ディビジョン マネージャー
2000年4月 サンライセンスカンパニー マネージャー	2018年4月 社長室マネージャー（現任）
2000年12月 ニューヨーク駐在員事務所 マネージャー	

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 小山克己氏の所有する当社の株式数は、従業員持株会における本人の持分であります。
3. 高槻史氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。本議案において同氏の再任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について  
高槻史氏は、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、その専門的な知識と幅広い実務経験を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任しております。  
なお、高槻史氏がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間には顧問契約を締結しておりますが、支払顧問料は極めて僅少であり、社外性・独立性に問題はないものと考えております。
5. 当社は、本議案において高槻史および小山克己の両氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

連結売上高  
**233億56**百万円  
 前期比 **14.6%**減

連結営業利益  
**96**百万円  
 前期比 **94.9%**減

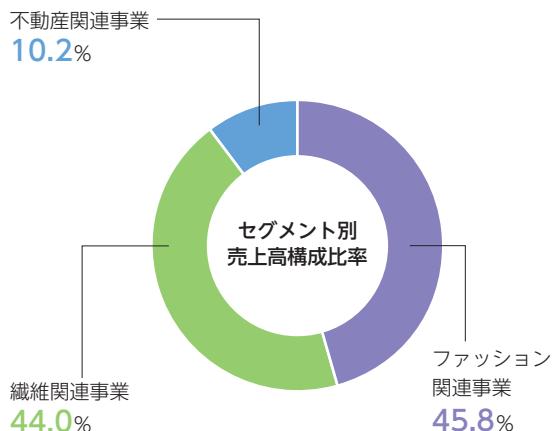
連結経常利益  
**5億56**百万円  
 前期比 **77.0%**減

親会社株主に帰属する当期純利益  
**30**億円  
 前期比 **78.2%**増

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速などの影響に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の悪化により、先行きの不透明感が急速に広がっております。

当社グループを取り巻く繊維・アパレル業界におきましても、消費税増税や度重なる自然災害、暖冬による冬物衣料の不振に加え、2020年1月以降は新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、国内外におきまして急速に需要が減少するなど、総じて厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社グループは、主力ブランドである「DAKS」のブランド価値を極大化すべく様々な戦略に取り組むなど、将来の企業成長のために積極的経営への転換を図り、利益追求を推し進めてまいりました。



しかしながら、このような国内外における市場環境の悪化による消費低迷の影響が大きく、当連結会計年度における売上高は前期比14.6%減の23,356百万円となりました。また、国内外の連結子会社におきまして、徹底した商品在庫の圧縮を図るため、棚卸資産の評価替えを計上したことなどにより、売上総利益が大きく減益となり、営業利益は前期比94.9%減の96百万円、経常利益は前期比77.0%減の556百万円となりました。特別損益項目につきましては、香港における直営店舗の撤退費用などの特別損失を計上いたしましたが、固定資産売却益を特別利益に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比78.2%増の3,000百万円となりました。

また、個別業績につきましては、売上高は5,581百万円、営業利益は168百万円、経常利益は1,065百万円、当期純利益は4,143百万円となりました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
 また、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

## セグメント別の状況



### ファッション関連 事業

主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

ファッション製品の企画、生産、販売および海外ブランド商品の輸入販売およびライセンスビジネス

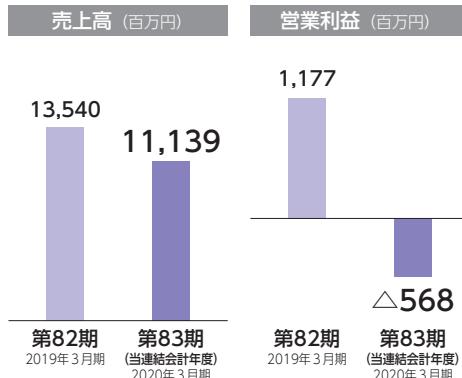
売上高構成比率

45.8%

国内事業は、「DAKS」「LEONARD」のブランド価値向上に努め、経営効率を重視する販売戦略を進めております。当連結会計年度におきましては、消費税増税や台風などの自然災害、暖冬などの天候不順、新型コロナウイルスの感染拡大などにより個人消費が悪化。経費削減を図りましたが、徹底した商品在庫の圧縮を実施したため、減収となり営業損失となりました。

海外事業におきましては、中国にて新たに5店舗出店するなど積極的なショップ展開を推し進めましたが、香港デモの長期化や中国、香港、マカオ、台湾における新型コロナウイルスの感染拡大により減収。店舗ごとの収益性を見直すとともに、国内事業と同様に、徹底した商品在庫の圧縮を実施したため、営業損失となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比17.7%減の11,139百万円、営業損失は568百万円となりました。



### 繊維関連 事業

主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

繊維衣料製品のOEM事業を中心とした繊維事業全般

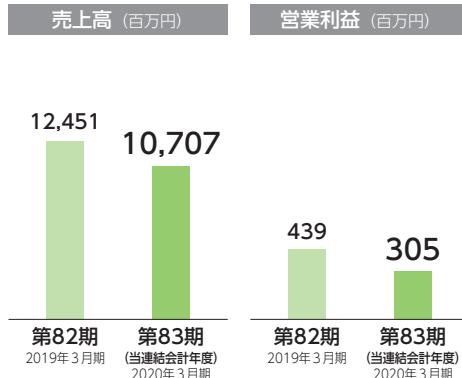
売上高構成比率

44.0%

アパレル企業向けのOEM事業は、販売面におきましては企画提案力の強化、付加価値の高い商品開発に注力し、また生産面におきましては更なる品質向上を目指し、商品の安定供給に努めることで、重点得意先との取組み拡大を目指しております。

当連結会計年度におきましては、厳しい市況が続く受注競争が加速する中、取引先であるアパレル各社がブランド戦略の見直しや生産数量の抑制を図るなどの構造改革を進めていることが影響し受注減となり、物流などの効率化、経費の削減などの収益性の向上に努めましたが、減収減益となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比14.0%減の10,707百万円、営業利益は前期比30.5%減の305百万円となりました。





## 不動産関連 事業

主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

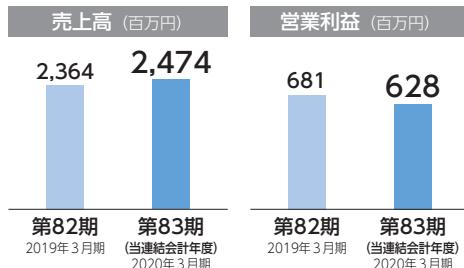
当社およびグループ会社所有不動産の貸オフィス、貸ホール、貸ビルを中心とした賃貸事業、ビルメンテナンス事業、内装工事業

不動産に係る賃貸事業は、大阪サンライズビルの稼働率の向上により売上増となりましたが、神戸に建設いたしました賃貸物件であるビジネスホテルの設備費用増などがあり、増収減益となりました。東西サンライズビルにおけるイベントホール事業は、新型コロナウイルスの感染拡大により、需要が急激に減少し、減収減益となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比4.6%増の2,474百万円、営業利益は前期比7.8%減の628百万円となりました。

売上高構成比率

10.2%

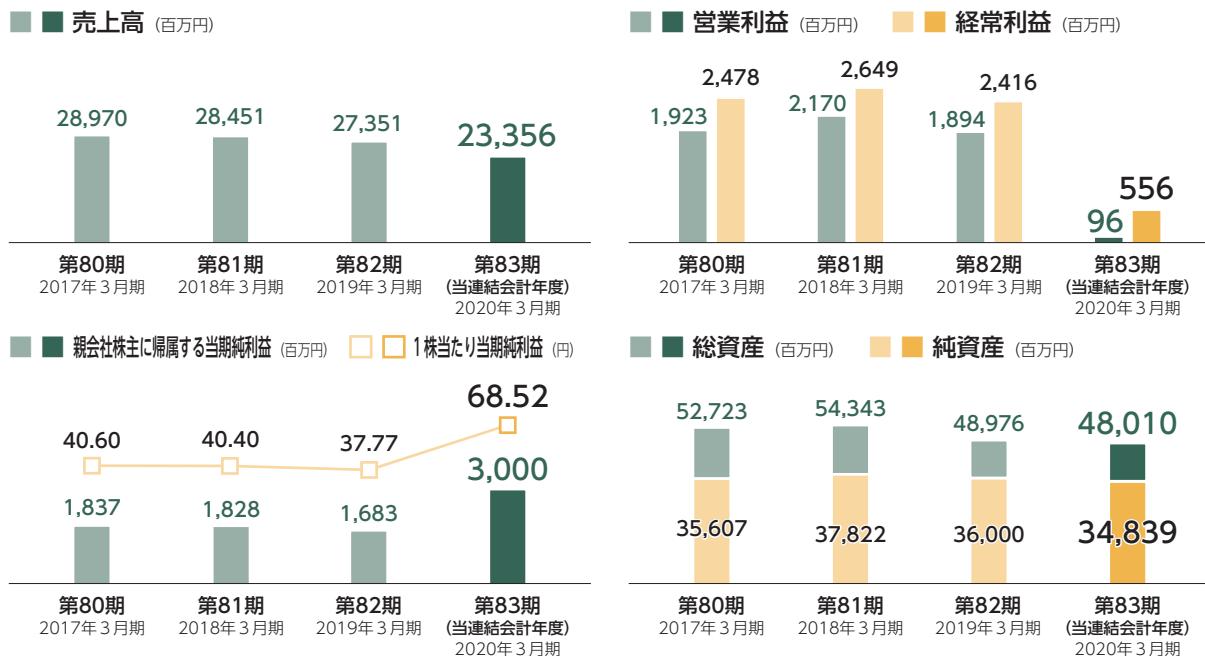


### セグメント別売上高の状況

	前連結会計年度 2018年4月1日から 2019年3月31日まで		当連結会計年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで		前期比 増減率 (%)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
セグメント	ファッション関連事業	13,540	47.8	11,139	45.8	△17.7
	繊維関連事業	12,451	43.9	10,707	44.0	△14.0
	不動産関連事業	2,364	8.3	2,474	10.2	4.6
計	28,357	100.0	24,321	100.0	△14.2	
調整額	△1,005	—	△964	—	—	
連結	27,351	—	23,356	—	△14.6	

(注) セグメント別売上高は、セグメント間取引相殺消去前の数値であります。

## (2) 財産および損益の状況の推移



区 分	第80期 2017年3月期	第81期 2018年3月期	第82期 2019年3月期	第83期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売 上 高 (百万円)	28,970	28,451	27,351	23,356
営 業 利 益 (百万円)	1,923	2,170	1,894	96
経 常 利 益 (百万円)	2,478	2,649	2,416	556
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,837	1,828	1,683	3,000
1株当たり当期純利益 (円)	40.60	40.40	37.77	68.52
総 資 産 (百万円)	52,723	54,343	48,976	48,010
純 資 産 (百万円)	35,607	37,822	36,000	34,839
1株当たり純資産額 (円)	778.77	827.51	804.84	788.17

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。  
 2. 第82期より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を適用したため、第81期については遡及適用後の数値を記載しております。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は574百万円であります。

その主な内容は、当社における保有不動産の賃貸用ビジネスホテル建設費用360百万円、国内および海外における店舗改装費用等152百万円であります。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行および重要な借入等による資金調達はありません。

### (5) 対処すべき課題

当社創業100周年を迎えるにあたり、積極的経営路線に転換することにより企業価値および株主価値向上を目指してまいりました。しかし、当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により個人消費が深刻な打撃を受けるなど大変厳しく、市場環境の回復は不確定なものであります。

今後の不透明な事業環境に対応するため、翌期におきましては、積極的経営路線の速度を緩め、更なる事業構造改革に取り組む決意を新たにしております。第一に、経営理念である「共生トライアングル」を基に、株主・顧客・社員の3つのステークホルダーが共生し発展していくことを目指し、これからの不透明な状況下にも耐えうる内部留保を確保し、強固な財務基盤を維持することに重きを置いてまいります。

次に、今後も大幅な需要減が想定されることから、売上高の拡大が見込めない市場環境下でも、安定した利益が確保できる収益体質の構築を目指してまいります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が終息した後の経営環境は、人々の生活や価値観が多様化し、様々な社会変革が加速するものと思われれます。その変化に対応し、中長期的な企業価値の向上を図るために、将来性が見込めない事業分野からは、速やかに撤退を検討いたします。

そして、事業環境が好転する時期を見通しながら、「DAKS」ブランドを核としたビジネスを、中国を含めたアジアを中心に、海外展開を拡大し、また、新規事業を含めた将来性のある事業分野を厳選し、投資戦略を構築するなど、事業の選択と集中を推し進めてまいります。

厳しい状況下となりますが、更なる構造改革に取り組み、真のグローバル企業として、企業価値、株主価値向上に邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社出資 比率 (%)	主要な事業内容
三共生興ファッションサービス株式会社	360	100.0	ファッション製品の企画、生産 および販売
三共生興アパレルファッション株式会社	270	100.0	繊維製品のOEM
北陸三共生興株式会社	61	77.5	衣料品の生産および不動産の賃貸
株式会社サン・レッツ	50	100.0	ビルメンテナンス、貸ホールおよび 内装工事業
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	207	81.7	不動産の賃貸
DAKS SIMPSON LIMITED	千英ポンド 6,000	100.0	ファッション製品の企画、生産、販売 およびライセンスの供与
SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.	千香港ドル 15,000	100.0	香港、マカオ、中国における ファッション製品の販売

- (注) 1. DAKS SIMPSON LIMITED につきましては、2019年9月30日付で SAN EAST UK PLC から名称変更しております。  
2. 上記の重要な子会社を含めて、連結子会社は12社であります。

## (7) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

- ① 当社

名称	所在地
大阪本社	大阪市中央区
東京本社	東京都中央区
海外支店	台湾 台北市

## ② 子会社

会社名	名称	所在地
三共生興ファッションサービス株式会社	本社	大阪市中央区
三共生興アパレルファッション株式会社	本社	東京都港区
北陸三共生興株式会社	本社	福井県勝山市
株式会社サン・レッツ	本社	大阪市中央区
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	本社	横浜市中区
DAKS SIMPSON LIMITED	本社	London, UK
SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.	本社	Hong Kong, CHINA

## (8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減
266 名	13 名減

- (注) 1. 使用人数には、出向社員を含んでおりません。  
 2. 使用人数には、臨時使用人（販売スタッフ、デザイナー、パタンナー、契約社員等）688名（年間の平均人員）は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

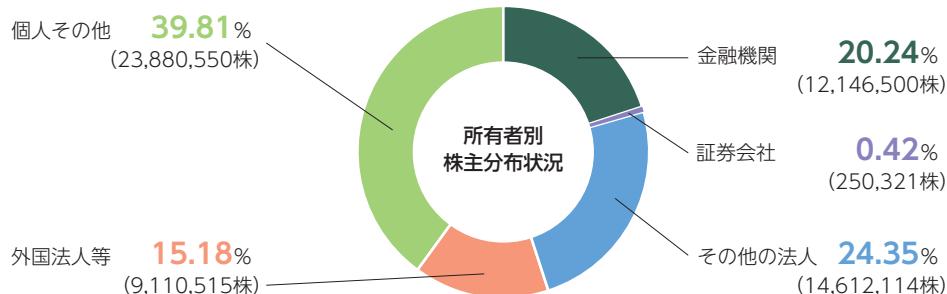
借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	1,320
株式会社三井住友銀行	1,050
株式会社りそな銀行	450

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000 株  
 (2) 発行済株式の総数 60,000,000 株  
 (3) 株主数 5,404 名  
 (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人三木瀧蔵奨学財団	7,640	17.48
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	2,468	5.65
株式会社三菱UFJ銀行	2,182	4.99
株式会社三井住友銀行	2,170	4.97
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA, CLIENT ACCOUNT	1,948	4.46
株式会社シティインデックスイレブンス	1,702	3.90
東レ株式会社	1,641	3.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,515	3.47
株式会社りそな銀行	1,070	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,040	2.38

(注) 持株比率は、自己株式数 (16,294,798株) を控除して算出しております。



## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	川崎 賢祥	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長 株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長
常務取締役	下川 浩一	財務経理、情報システム、法務・関連事業、社長室担当 兼 内部統制室長
常務取締役	澤井 晃	DAKS・ライセンスディビジョン担当 兼 台北ディビジョン担当 兼 海外部門担当
常務取締役	井ノ上 明	三共生興ファッションサービス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	砂野 和男	三共生興アパレルファッション株式会社 代表取締役社長
取 締 役	西村 肇	株式会社西村屋 取締役会長
取 締 役	松室 哲生	株式会社ぱど 社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	楠 昌和	
監 査 役	金井美智子	弁護士法人大江橋法律事務所 社員 コンドーテック株式会社 社外取締役 I D E C 株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	小路 貴志	小路公認会計士事務所 所長 株式会社小路企画 代表取締役 株式会社安永 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役西村肇および松室哲生の両氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役金井美智子および小路貴志の両氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は東京証券取引所に対し、西村肇、松室哲生、金井美智子および小路貴志の各氏を独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役小路貴志氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社と株式会社西村屋との間におきまして、特別保養施設利用の覚書を締結しております。  
 6. 当社と弁護士法人大江橋法律事務所との間におきまして、顧問契約を締結しております。  
 7. 当社と株式会社ぱど、コンドーテック株式会社、I D E C 株式会社、小路公認会計士事務所、株式会社小路企画、株式会社安永との間には特別な関係はありません。  
 8. 当事業年度中の取締役および監査役の異動については以下のとおりであります。  
 (1) 2019年6月26日開催の第87回定時株主総会において、砂野和男氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。  
 (2) 2019年6月26日開催の第87回定時株主総会において、楠昌和氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。  
 (3) 2019年6月26日付をもって、坂井卓氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

9. 当事業年度中の取締役の地位の変更は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
下川 浩一	常務取締役	取締役	2019年6月26日
井ノ上 明	常務取締役	取締役常務執行役員	2019年6月26日

10. 当事業年度中の取締役の担当および重要な兼職の変更は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
下川 浩一	財務経理、情報システム、法務・関連事業、社長室担当 兼 内部統制室長	財務、経理、情報システム、社長室担当 兼 内部統制室長	2019年10月1日
澤井 晃	DAKS・ライセンスディビジョン担当 兼 台北ディビジョン担当 兼 海外部門担当	DAKS・ライセンスディビジョン担当 兼 台北ディビジョン担当 兼 海外部門担当 DAKS SIMPSON GROUP PLC パイステアマン	2019年8月31日

11. 当事業年度後の取締役の地位の変更は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
川崎 賢祥	代表取締役会長CEO	代表取締役社長	2020年4月1日
井ノ上 明	代表取締役社長COO	常務取締役	2020年4月1日
下川 浩一	専務取締役	常務取締役	2020年4月1日
澤井 晃	取締役顧問	常務取締役	2020年4月1日

12. 当事業年度後の取締役の担当および重要な兼職の変更は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
下川 浩一	本社ホールディングス部門担当	財務経理、情報システム、法務・関連事業、社長室担当 兼 内部統制室長	2020年4月1日
澤井 晃	—	DAKS・ライセンスディビジョン担当 兼 台北ディビジョン担当 兼 海外部門担当	2020年4月1日

13. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報酬等の額
取 締 役	7 名	126 百万円
監 査 役	4 名	14 百万円
合 計 (うち社外役員)	11 名 ( 4 名)	140 百万円 ( 10 百万円 )

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る取締役会決議による役員賞与50百万円（取締役6名に対し45百万円、監査役3名に対し5百万円。うち社外役員4名に対し4百万円）を含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	西村 肇	当事業年度に開催された取締役会11回のうち、11回に出席し、経営者としてのみならず、行政の長としての経験、経歴の中で培われた高い見識に基づき、より実践的かつ中立的な立場で、経営に対し助言、提言を行っております。
社外取締役	松室 哲生	当事業年度に開催された取締役会11回のうち、11回に出席し、経営者としてのみならず、多くの経営者取材してきた経験、経歴の中で培われた経営の専門家として、より実践的かつ中立的な立場で、経営における高い見識に基づいた助言、提言を行っております。
社外監査役	金井美智子	当事業年度に開催された取締役会11回のうち、11回に出席し、弁護士としての経験、経歴から専門的、公正的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち、7回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	小路 貴志	当事業年度に開催された取締役会11回のうち、11回に出席し、公認会計士としての経験、経歴から専門的、公正的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会7回のうち、7回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21 百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	21 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記 ① の金額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社の重要な子会社のうち DAKS SIMPSON LIMITED および SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合または当社都合の場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社ならびにその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」といいます。)において、取締役の職務執行が法令および定款に適合すること、ならびに当社グループの業務が適正に行われることを確保するために必要な体制の整備に関し、会社法および会社法施行規則に基づいて、取締役会において次のように決議しております。

- ① 当社グループにおいて、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 「企業理念」および「行動指針」に則り、当社グループの取締役および使用人に対し、法令遵守および企業倫理の徹底を図るため、関連する法令の周知、社内規程・マニュアルの整備、コンプライアンス意識の向上に努める。
  - (ii) コンプライアンスの取組みに関する基本的事項を定める「コンプライアンス規程」を制定し、これをコンプライアンスに関する基本的な規程と位置づけ、全取締役および全使用人に対し本規程の遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス体制を構築する。
  - (iii) コンプライアンスの取組み全般に関する企画立案、個別課題についての協議・決定を行う組織として、「コンプライアンス委員会規程」に基づき社長を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の下に設置し、当社グループのコンプライアンス体制の強化・推進に努める。
  - (iv) 被監査部門から独立した社長直轄の内部監査組織として、「内部統制室」を設置し、「内部監査規程」に基づいて、当社グループにおける法令・定款・社内諸規程の遵守、業務の効率性、不正、誤謬について監査し、内部統制の適正性および有効性を当社の戦略に照らして客観的かつ公平に検証し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に努める。
  - (v) コンプライアンスに関する情報については、相談・通報の窓口を通して使用人が直接通報を

行う手段を確保し、不祥事や事故の未然防止や早期発見・是正を目的として、「企業倫理ヘルプライン規程」に基づき、当社およびグループ会社を対象とした内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）を設置する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (i) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書などの取締役の職務執行に係る文書、資料や情報については、法令および「文書管理規程」に基づき適切に保存および管理を行う。
  - (ii) 上記の情報の保存および管理は、取締役および監査役が常時閲覧できる状態にする。
- ③ 当社グループにおいて、損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i) リスクマネジメントに関する「リスク管理基本規程」を制定し、これをリスクマネジメントに関する基本的な規程と位置づけ、全取締役および全使用人に対し本規程の遵守の周知徹底を図るとともに、リスク管理体制を構築する。
  - (ii) リスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、「リスク管理委員会規程」に基づき社長を委員長とするリスク管理委員会を取締役会の下に設置し、平常時における当社グループのリスク管理の推進に努める。
  - (iii) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、「危機管理基本規程」に基づき緊急時対策本部を直ちに設置し迅速に対応する体制を取る。
- ④ 当社グループにおいて、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (i) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- (ii) 会社の経営組織、業務分掌および職務権限に関する基本事項を定め、指揮、命令系統の明確化および責任体制の確立を図るため「組織規程」の整備に努める。
  - (iii) 業績の目標管理を徹底し経営効率の向上を図るため、財務経理担当取締役を議長として、ゼネラルマネージャーおよび主要な子会社社長を交えた経営会議を、原則として毎月1回開催するほか、半期決算および年度予算に対する業績の進捗状況を検証するため、会長を議長として、グループ経営会議を、原則として半期ごとに開催する。
  - (iv) 子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、上記(i)および(ii)について、子会社は当社に準拠した体制を取る。
- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、各子会社において経営上の重要事態が発生した場合や重要事項を決定する場合には、「関係会社管理規程」の定めにより、当社への報告・承認を要する体制を構築する。
- ⑥ 当社グループにおいて、業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、グループとしての業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、この規程に則ったグループ経営を推進する。
  - (ii) 各子会社は、当社の指導・助成により、自主性を保持しつつ当社に準拠したリスク管理およびコンプライアンス体制を構築する。
  - (iii) 上記(i)および(ii)に基づき、当社の内部統制室は、グループ会社のコンプライアンスおよび経営の効率性等について、適宜監査を行う。
  - (iv) 当社の取締役は、グループ経営会議を定期的に開催し、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのリスク管理およびコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合において、当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する監査役の指示の実効性確保に関する事項
- (i) 内部統制室等に属する使用人は、「組織規程」「内部監査規程」の定めにより、必要に応じて監査役の監査業務を補助することができる。
  - (ii) 使用人に対する監査役からの指示の実効性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、「組織規程」「内部監査規程」の定めにより、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑧ 当社の監査役に報告するための体制
- (i) 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
    - (イ) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
    - (ロ) 取締役および使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
    - (ハ) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合、ならびに法令等の違反行為を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
    - (ニ) 企業倫理ヘルプラインの担当部門は、取締役および使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社の監査役および取締役会に対して報告する。
  - (ii) 子会社の取締役等および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告するための体制
    - (イ) 子会社の取締役等および使用人は、当社監

査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- (ロ) 子会社の取締役等および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または企業倫理ヘルプラインに通報する。
  - (ハ) 当社の内部統制室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
  - (ニ) 企業倫理ヘルプラインの担当部門は、子会社の取締役等および使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、当社の監査役および取締役会に対して報告する。
  - (ヒ) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない旨を「組織規程」「関係会社管理規程」において規定し、監査役への報告が阻害されない体制を確保する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - (ロ) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑩ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は、取締役会に出席するとともに、定期的開催されるグループ経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行を監査できる。
  - (ロ) 監査役は、稟議書等の会社としての意思決定に係る重要な書類を閲覧し、いつでも取締役および使用人から説明を受けることができる。
  - (ハ) 監査役は、会計監査人や内部統制室と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図るとともに、必要に応じて会計監査人、弁護士、その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携を図る。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① 当社では、内部統制システム構築の基本方針を定め、同基本方針の下で当社および子会社の内部統制システムを整備しております。関係諸規程に基づく組織的なグループ管理がなされており、必要に応じ改善措置を講じるほか、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行っています。
  - ② 当社グループ全体の報告体制として、各部署・子会社においてその適切な運用に努めるとともに、グループに重大な影響を及ぼす事項・著しい損失の危機・コンプライアンスに係る疑義等が当社代表取締役・監査役に報告されるよう関係諸規程にて規定し運用を行っております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第83期 2020年3月31日 現在	第82期 (ご参考) 2019年3月31日 現在	科 目	第83期 2020年3月31日 現在	第82期 (ご参考) 2019年3月31日 現在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>20,085</b>	<b>18,436</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,825</b>	<b>7,518</b>
現金及び預金	14,395	10,323	支払手形及び買掛金	2,376	2,932
受取手形及び売掛金	3,606	4,861	短期借入金	2,820	2,820
商品及び製品	2,019	3,015	リース債務	521	31
仕掛品	2	6	未払金	673	282
原材料及び貯蔵品	5	5	未払費用	881	990
前払費用	40	143	未払法人税等	163	211
未収還付法人税等	36	—	資産除去債務	62	—
その他	163	236	その他	325	249
貸倒引当金	△184	△156	<b>固定負債</b>	<b>5,344</b>	<b>5,457</b>
<b>固定資産</b>	<b>27,924</b>	<b>30,539</b>	長期未払金	86	86
<b>有形固定資産</b>	<b>12,703</b>	<b>11,141</b>	リース債務	1,578	82
建物及び構築物	7,541	7,457	繰延税金負債	2,284	3,982
工具、器具及び備品	113	148	退職給付に係る負債	505	513
土地	3,065	3,149	長期預り金	840	719
使用権資産	1,946	—	資産除去債務	48	72
その他	36	385	<b>負債合計</b>	<b>13,170</b>	<b>12,975</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,004</b>	<b>4,441</b>	<b>純資産の部</b>		
商標権	3,869	4,208	<b>株主資本</b>	<b>32,538</b>	<b>30,709</b>
その他	135	233	資本金	3,000	3,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,217</b>	<b>14,956</b>	資本剰余金	6,168	6,168
投資有価証券	10,654	14,355	利益剰余金	29,354	27,239
出資金	3	3	自己株式	△5,984	△5,698
長期貸付金	0	0	その他の包括利益累計額	1,908	4,914
固定化営業債権	10	5	その他有価証券評価差額金	4,460	7,008
長期前払費用	76	113	繰延ヘッジ損益	7	0
退職給付に係る資産	8	8	為替換算調整勘定	△2,553	△2,107
繰延税金資産	222	257	退職給付に係る調整累計額	△5	13
長期預け金	259	227	<b>非支配株主持分</b>	<b>392</b>	<b>376</b>
貸倒引当金	△19	△14	<b>純資産合計</b>	<b>34,839</b>	<b>36,000</b>
<b>資産合計</b>	<b>48,010</b>	<b>48,976</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>48,010</b>	<b>48,976</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第83期	第82期 (ご参考)
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	23,356	27,351
売上原価	15,301	16,762
<b>売上総利益</b>	<b>8,055</b>	<b>10,588</b>
販売費及び一般管理費	7,958	8,693
<b>営業利益</b>	<b>96</b>	<b>1,894</b>
営業外収益	624	604
受取利息	14	7
受取配当金	523	523
貸倒引当金戻入額	2	0
為替差益	58	7
その他	26	66
営業外費用	164	83
支払利息	69	19
店舗等除却損	50	37
その他	44	26
<b>経常利益</b>	<b>556</b>	<b>2,416</b>
特別利益	3,403	7
固定資産売却益	3,403	—
投資有価証券売却益	—	7
特別損失	950	70
減損損失	391	16
店舗閉鎖損失	379	—
事業構造改善費用	67	—
投資有価証券評価損	65	48
特別退職金	47	5
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>3,009</b>	<b>2,352</b>
法人税、住民税及び事業税	563	681
法人税等調整額	△574	△24
<b>当期純利益</b>	<b>3,020</b>	<b>1,696</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	19	12
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>3,000</b>	<b>1,683</b>

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式			
当期首残高	3,000	6,168	27,239	△5,698		30,709	
当期変動額							
剰余金の配当			△885			△885	
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,000			3,000	
自己株式の取得				△285		△285	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	2,115	△285		1,829	
当期末残高	3,000	6,168	29,354	△5,984		32,538	
	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	7,008	0	△2,107	13	4,914	376	36,000
当期変動額							
剰余金の配当							△885
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,000
自己株式の取得							△285
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△2,548	6	△446	△18	△3,005	15	△2,990
当期変動額合計	△2,548	6	△446	△18	△3,005	15	△1,160
当期末残高	4,460	7	△2,553	△5	1,908	392	34,839

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第83期	第82期 (ご参考)	科 目	第83期	第82期 (ご参考)
	2020年3月31日 現在	2019年3月31日 現在		2020年3月31日 現在	2019年3月31日 現在
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>14,079</b>	<b>10,159</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,229</b>	<b>5,166</b>
現金及び預金	12,241	7,213	買掛金	895	1,001
売掛金	612	796	短期借入金	3,590	3,620
商品及び製品	297	282	未払費用	358	333
前払費用	12	12	未払法人税等	94	54
短期貸付金	876	1,780	預り金	17	25
その他	39	75	資産除去債務	42	—
<b>固定資産</b>	<b>29,809</b>	<b>34,753</b>	その他	231	131
<b>有形固定資産</b>	<b>9,229</b>	<b>9,464</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,089</b>	<b>4,646</b>
建物及び構築物	6,792	6,642	長期未払金	85	85
車両運搬具	0	0	繰延税金負債	2,000	3,679
工具、器具及び備品	42	31	退職給付引当金	112	114
土地	2,394	2,478	資産除去債務	4	4
建設仮勘定	—	311	長期預り金	886	761
<b>無形固定資産</b>	<b>65</b>	<b>67</b>	<b>負債合計</b>	<b>8,318</b>	<b>9,812</b>
ソフトウェア	41	43	<b>純資産の部</b>		
電話加入権	23	23	<b>株主資本</b>	<b>31,072</b>	<b>28,099</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,514</b>	<b>25,221</b>	<b>資本金</b>	<b>3,000</b>	<b>3,000</b>
投資有価証券	10,490	14,081	<b>資本剰余金</b>	<b>6,165</b>	<b>6,165</b>
関係会社株式	9,913	13,464	資本準備金	6,044	6,044
出資金	1	1	その他資本剰余金	121	121
長期前払費用	3	12	<b>利益剰余金</b>	<b>27,890</b>	<b>24,632</b>
長期預け金	115	117	利益準備金	750	750
貸倒引当金	△8	△6	その他利益剰余金	27,140	23,882
投資損失引当金	—	△2,450	圧縮記帳積立金	667	1,793
<b>資産合計</b>	<b>43,888</b>	<b>44,913</b>	別途積立金	12,350	12,350
			繰越利益剰余金	14,123	9,738
			<b>自己株式</b>	<b>△5,984</b>	<b>△5,698</b>
			<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,497</b>	<b>7,000</b>
			その他有価証券評価差額金	4,498	7,000
			<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>△0</b>	<b>—</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>35,570</b>	<b>35,100</b>
			<b>負債純資産合計</b>	<b>43,888</b>	<b>44,913</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第83期	第82期 (ご参考)
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
売上高	5,581	6,457
売上原価	3,866	4,363
<b>売上総利益</b>	<b>1,714</b>	<b>2,093</b>
販売費及び一般管理費	1,546	1,530
<b>営業利益</b>	<b>168</b>	<b>562</b>
営業外収益	959	972
受取利息	51	72
受取配当金	788	762
業務受託料	88	103
為替差益	15	0
その他	15	33
営業外費用	62	49
支払利息	15	19
店舗等除却損	30	21
その他	16	8
<b>経常利益</b>	<b>1,065</b>	<b>1,485</b>
特別利益	3,403	7
固定資産売却益	3,403	—
投資有価証券売却益	—	7
特別損失	591	53
有償減資払戻差損	414	—
減損損失	109	4
事業構造改善費用	67	—
投資有価証券評価損	—	48
<b>税引前当期純利益</b>	<b>3,877</b>	<b>1,438</b>
法人税、住民税及び事業税	324	328
法人税等調整額	△589	△17
<b>当期純利益</b>	<b>4,143</b>	<b>1,128</b>

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,000	6,044	121	6,165	750	1,793	12,350	9,738	24,632
当期変動額									
剰余金の配当								△885	△885
当期純利益								4,143	4,143
圧縮記帳積立金の取崩						△1,126		1,126	—
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1,126	—	4,384	3,258
当期末残高	3,000	6,044	121	6,165	750	667	12,350	14,123	27,890

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△5,698	28,099	7,000	—	7,000	35,100
当期変動額						
剰余金の配当		△885				△885
当期純利益		4,143				4,143
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△285	△285				△285
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△2,502	△0	△2,503	△2,503
当期変動額合計	△285	2,972	△2,502	△0	△2,503	469
当期末残高	△5,984	31,072	4,498	△0	4,497	35,570

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

#### 仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 本 悟 ㊞  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 里 見 優 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三共生興株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三共生興株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

## 仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 本 悟 ㊟  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 里 見 優 ㊟  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三共生興株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

三共生興株式会社 監査役会

常勤監査役	楠 昌 和	㊞
社外監査役	金井 美智子	㊞
社外監査役	小 路 貴 志	㊞

以 上

## ご参考

# 三共生興グループ 100年の軌跡

創業者・三木瀧藏が横浜に輸出絹織物商を興してから、今年、当社は創業100周年を迎えました。その間、幾多の荒波を乗り越え、常に新しい時代を切り拓き、発展を遂げてまいりました。これからも、次のフィールドに向けて「人の企業である。挑戦の企業である。共存共栄の企業である。社会的責任の企業である。」を企業理念に、真のグローバル企業として新たな価値の創造に挑戦し続けます。

1920年 (大正9年) 5月

- ▶ 三木瀧藏が横浜で輸出絹織物商「三木商店」を創業



1923年 (大正12年)

- ▶ 関東大震災により店舗が倒壊
- ▶ 「匿名組合三共商会」として神戸で再建

1924年 (大正13年)

- ▶ 横浜に復帰



1932年 (昭和7年)

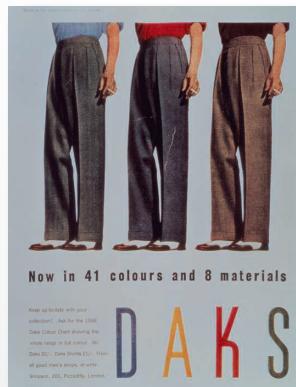
- ▶ 本店を神戸に移転。横浜は支店として存続させ、新たに東京に支店を設置

1933年 (昭和8年)

- ▶ 大阪に支店を設置

1934年 (昭和9年)

- ▶ 京城 (現・ソウル) に支店設置  
⇒初の海外拠点
- その後、大連、北京、杭州、天津、上海、ハルビンなど、中国各地に出張所を開設
- ▶ DAKS社がベルトレススラックス「DAKS TOP」を考案し、特許を取得



1938年 (昭和13年)

- ▶ 「匿名組合三共商会」を改組し、「株式会社三共商会」を設立

1944年 (昭和19年)

- ▶ 商号を「三共生興株式会社」に改称

## 三共生興株式会社

1946年 (昭和21年)

- ▶ 神戸と大阪に土地を取得し、社屋を建設



1920's

1920 第一次世界大戦戦後恐慌

1923 関東大震災

1927 金融恐慌

1929 世界恐慌

1930-1940's

1931 満州事変

1937 日中戦争

1939 第二次世界大戦

1941 太平洋戦争

1945 終戦

1946 日本国憲法公布

1953年（昭和28年）

- ▶ 本社業務を神戸から大阪に移管
- ▶ 旭化成(株)が開発した「ベンベルグ・デザイン AK3500」の特約店として販売を開始。その後、日東紡績(株)が開発した高級加工綿布「ダンセット」の特約店として販売を開始



1956年（昭和31年）

- ▶ 「DAKS」が英国王室御用達に指名され、エジンバラ公よりロイヤル・ウォラントを授与される

1960年（昭和35年）

- ▶ ニューヨーク三共生興(株)を設立

1961年（昭和36年）

- ▶ 大阪証券取引所市場第二部に株式上場



1962年（昭和37年）

- ▶ 「DAKS」がエリザベス女王よりロイヤル・ウォラントを授与される

1963年（昭和38年）

- ▶ 東京証券取引所市場第二部に株式上場
- ▶ 仏ブランド「ラコステ」の輸入販売を開始  
⇒ファッション業界に進出

1964年（昭和39年）

- ▶ 大阪支店新社屋が竣工



1965年（昭和40年）

- ▶ 香港に駐在員事務所を開設

1968年（昭和43年）

- ▶ 東京・大阪両証券取引所市場第一部銘柄に指定
- ▶ 大阪支店を大阪本社と改称

1969年（昭和44年）

- ▶ 英ブランド「DAKS」の輸入販売を開始

1970年（昭和45年）

- ▶ DAKS社とライセンス契約を締結
- ▶ 台北支店を設置
- ▶ 米ブランド「ハンテン」の展開を開始
- ▶ 社長・三木瀧蔵が会長に、副社長・三木武が社長に就任



1971年（昭和46年）

- ▶ パリ支店を設置
- ▶ 仏ブランド「レオナルド」の独占輸入契約を締結

LEONARD  
PARIS

1972年（昭和47年）

- ▶ 三共生興不動産(株)を設立

1973年（昭和48年）

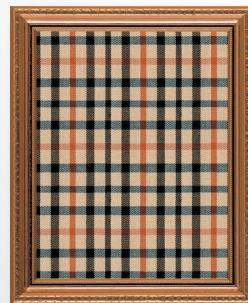
- ▶ 大阪と東京に三共生興ファッションサービス(株)を設立

1976年（昭和51年）

- ▶ DAKS社が「DAKS ハウスチェック」を意匠登録

1979年（昭和54年）

- ▶ エリザベス女王、エジンバラ公がDAKS社の工場にご光臨



1950-1960's

1950 朝鮮戦争

1952 エリザベス女王即位

1956 国連に加盟

1962 キューバ危機

1964 東京オリンピック

1970's

1970 大阪万博

1971年 ドルショック

1972 沖縄返還

1973 オイルショック

1978 日中平和友好条約締結

1981年(昭和56年)

- ▶ 日本で「DAKS」婦人服のライセンス生産を開始

1982年(昭和57年)

- ▶ 「DAKS」がチャールズ皇太子よりロイヤル・ウォラントを授与される

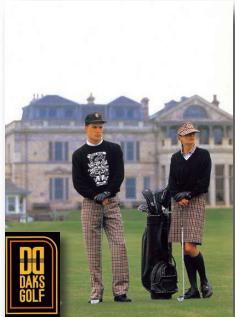


1985年(昭和60年)

- ▶ 「DAKS GOLF」の展開を開始

1986年(昭和61年)

- ▶ 大阪と東京の三共生興ファッションサービス(株)を合併
- ▶ 取締役・三木秀夫が社長に就任



1988年(昭和63年)

- ▶ 女優・吉永小百合さんをイメージしたハウスブランド「Sayuri」を発表
- ▶ イブランド「ミッソーニ・ホーム」の独占輸入販売契約とライセンス契約を締結

MISSONI HOME

1989年(昭和64年⇒平成元年)

- ▶ (株)サン・レッツを設立

1990年(平成2年)

- ▶ 大阪・東京両本社制スタート
- ▶ 英国王室アン王女が「DAKS」フェアにご光臨

1991年(平成3年)

- ▶ 英国DAKS社を買収

1992年(平成4年)

- ▶ プロゴルファー・服部道子さんと専属契約を締結
- ▶ 東京サンライズビル竣工

1994年(平成6年)

- ▶ DAKS社創業100周年



1996年(平成8年)

- ▶ 春江産業(株)を北陸三共生興(株)に改称
- ▶ DAKSテディベアキャンペーンを開始
- ▶ 英国王室ケント公が東京本社にご光臨



1997年(平成9年)

- ▶ 中国での「DAKS」1号店が上海にオープン

1999年(平成11年)

- ▶ 大阪サンライズビル竣工



1980's

1980 イラン・イラク戦争

1985 プラザ合意

1989 天安門事件

1989 ベルリンの壁崩壊

1990's

1991 湾岸戦争

1991 バブル経済崩壊

1993 EU 単一市場スタート

1995 阪神・淡路大震災

1997 香港返還

2003年 (平成15年)

- ▶ 大阪本社新社屋竣工
- ▶ 東横イン横浜スタジアム前がオープン



2005年 (平成17年)

- ▶ 「DAKS」がミラノコレクションに初参加
- ▶ モデル・森泉さんと「レオナルド」のアンバサダー契約締結

2006年 (平成18年)

- ▶ 東横イン横浜日本大通り駅日銀前 (現・横浜関内) がオープン
- ▶ 大阪本社ビル第三期棟竣工



2007年 (平成19年)

- ▶ ロフテー(株)の全株式を取得

2008年 (平成20年)

- ▶ 三共生興アパレルファッション(株)を設立
- ▶ 三共生興不動産(株)を吸収合併

2010年 (平成22年)

- ▶ 東横イン日本橋税務署前がオープン

2012年 (平成24年)

- ▶ 専務・川崎賢祥が社長に就任

2013年 (平成25年)

- ▶ 香港に三共生興 (亞太) 有限公司を設立

2014年 (平成26年)

- ▶ パリ駐在員事務所を開設

2015年 (平成27年)

- ▶ 本店を神戸から大阪に移転
- ▶ マカオに三共生興 (澳門) 一人有限公司を設立

2016年 (平成28年)

- ▶ 「DAKS」の公式アカウントを4つのSNSに開設



2018年 (平成30年)

- ▶ 三共生興アパレルファッション(株)が「Rawtus」を有する(尙きなりやを買収)
- ▶ 「DAKS」が上海ファッションウィークに初参加

2020年 (令和2年)

- ▶ 東横イン神戸三ノ宮駅市役所前がオープン
- ▶ 「DAKS 10」の展開を開始



- ▶ 社長・川崎賢祥が会長CEOに、常務・井ノ上明が社長COOに就任



2000's

2001 米、同時多発テロ

2005 京都議定書発効

2002 EU 単一通貨ユーロ流通開始

2008 リーマンショック

2010-2020

2010 中国のGDPが世界第2位

2020 英国がEUを離脱

2011 東日本大震災

2020 新型コロナウイルス世界的大流行

# 株主総会 会場ご案内図

大阪市中央区備後町2丁目6番8号

## サンライズビル 3階「ホールA」

電話(06)6268-5000



本年から株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ご案内

1. 地下鉄御堂筋線「本町駅」出口③より徒歩にて約5分です。
2. 地下鉄堺筋線「堺筋本町駅」出口⑰より徒歩にて約5分です。
3. ご来場の節は、会場受付へお越しください。
4. 駐車場、駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車、自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



三井生興株式會社